証券コード6121
平成29年６月１日

株 主 各 位

岡山県岡山市北区撫川983番地
株式会社 滝 澤 鉄 工 所
代表取締役社長　原　田　一　八

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、２頁に記載しているいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年６月22日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。議決権行使の方法につきましても、２頁をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年６月23日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　岡山市北区撫川983番地　株式会社滝澤鉄工所　本社会議室
（裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**

報告事項
1. 第87期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第87期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　監査等委員である取締役以外の取締役８名選任の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（ http://www.takisawa.co.jp ）に掲載いたしますのでご了承ください。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙へ議案に対する賛否をご表示の上、１頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

議決権をインターネットにより行使される場合は、以下の事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申しあげます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
   【議決権行使サイトＵＲＬ】　http：//www.web54.net
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成29年６月22日（木曜日）午後５時まで受付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】　0120－652－031（午前９時～午後９時）

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞　0120－782－031（平日午前９時～午後５時）

（添付書類）

事　業　報　告

〔平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで〕

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用、所得環境の改善が見られるなど景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。また、設備投資につきましては足踏み状態が続いておりましたが、年明け以降持ち直しの動きが見られました。

世界経済におきましては、米国では大統領交代に伴う新たな政策に対する期待の影響もあり着実な回復が見られ、アジアにおいても中国を始めとして緩やかに景気が回復してまいりました。欧州では、イギリスのＥＵ離脱問題もありましたが堅調に推移しました。

国内工作機械業界におきましては、内需は設備投資の鈍化により、外需は中国およびアジア新興国が大きく減速し、平成28年１月～12月の国内工作機械業界の受注高は、内需は5,305億円（前年同累計期間比9.5％減）、外需は7,194億円（前年同累計期間比19.6％減）となり、受注総額は１兆2,500億円（前年同累計期間比15.6％減）となりました。

当社グループにおきましては、台湾、中国、タイをはじめとするアジアにおいて需要が減少したことにより、当連結会計年度の売上高は231億66百万円（前連結会計年度比10.2％減）となり、前連結会計年度に比べ26億17百万円の減収となりました。利益につきましても、営業利益は16億42百万円（前連結会計年度比4.8％減）、急激な為替相場の変動に伴う為替差損の計上により経常利益は14億90百万円（前連結会計年度比19.0％減）、連結子会社に係る非支配株主に帰属する利益減少等により親会社株主に帰属する当期純利益は８億94百万円（前連結会計年度比9.1％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は３億82百万円であります。その主なものは、当社及び連結子会社であります台灣瀧澤科技股份有限公司の機械装置の取得並びに、当社における建物附属設備の改修工事によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、取引銀行４行との間にシンジケーション方式によるコミットメント期間付タームローン契約（コミットメント総額20億円）を締結しております。なお、当該契約に係る当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは工作機械の製造・販売を通じて社会や環境におけるサステナビリティの実現に寄与し、世界中の人々の生活がより豊かになることを目的とするとともに、永続的な成長と安定的な収益の実現により株主価値の向上と企業の社会的責任を果たすことを目標としております。

工作機械の専業メーカーとして、創業以来90余年にわたって工作機械を作り続けており、現在の主力製品であるＣＮＣ旋盤、マシニングセンタ、ドリルセンタ、普通旋盤といった単体機械から自動化ラインのＦＡセル、ＦＡシステムまで多様なニーズに応えるワイドな機種ぞろえとスピーディな技術対応により、自動車をはじめ、一般機械、電気機械、精密機械等の製造業や官公庁・学校まで「ＴＡＫＩＳＡＷＡ」の工作機械は幅広く活躍しています。当社グループはマザーマシンである工作機械の製造を通して、あらゆる産業の発展を原点で支えているという誇りと自負心を核に、産業界の明日を見つめ、さらに幅広いニーズにお応えできるよう、いっそうの前進を続けてまいります。

経営理念には〔市場変動にしなやかに対応し、永続的な成長・安定的な収益を実現し、地域社会に密着した企業〕と、〔世界中からエクセレントといわれる商品を提供し続ける企業『“きらり”と光る「モノづくり」カンパニー』〕の二つを掲げるとともに、３Ｃ〔Change（改革）・Challenge（挑戦）・Create（創造）〕をキーワードに、役員・従業員が一丸となって企業価値を極大化することにより、地域経済の発展、安定した雇用の確保等、社会への貢献を果たし、すべてのステークホルダーの皆様に安心していただけるような透明性のある堅実経営を行ってまいります。

当社は、平成29年３月14日開催の当社取締役会において「株式会社滝澤鉄工所　中期経営計画」（以下「中期経営計画」）を策定いたしました。

中期経営計画は、平成30年３月期、平成31年３月期の２ヶ年の計画とし、数値目標は、「平成31年３月期の連結売上高260億円、連結経常利益率10％」としております。

中期経営計画において、当社グループは工作機械業界における環境の変化に対応し続け、経営体質を強化し、永続的な成長と安定的な収益を実現するため、国・地域の市場ニーズに合った新製品開発と高付加価値製品の創出、ターンキーソリューションによる顧客ニーズへの対応強化、コスト削減を実現する仕入と生産効率の向上及び顧客納期の更なる短縮を実現します。

当社グループは一丸となって中期経営計画を実行してまいります。

中期経営計画の数値目標は以下のとおりです。

〔連結〕

	平成30年３月期	平成31年３月期
売上高	250　億円	260　億円
営業利益	21　億円	26　億円
経常利益	19　億円	26　億円
経常利益率	8　％	10　％

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第84期 平成26年３月期	第85期 平成27年３月期	第86期 平成28年３月期	第87期 (当連結会計年度) 平成29年３月期
売上高	22,889百万円	26,759百万円	25,784百万円	23,166百万円
経常利益	1,632百万円	2,480百万円	1,839百万円	1,490百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	784百万円	1,133百万円	819百万円	894百万円
１株当たり当期純利益	11円96銭	17円27銭	12円49銭	13円63銭
自己資本比率	43.4%	43.3%	44.1%	46.9%
総資産	28,934百万円	31,917百万円	32,123百万円	31,144百万円
純資産	15,313百万円	17,176百万円	17,506百万円	17,847百万円

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第84期 平成26年３月期	第85期 平成27年３月期	第86期 平成28年３月期	第87期 (当事業年度) 平成29年３月期
売上高	14,514百万円	16,600百万円	18,046百万円	16,189百万円
経常利益	947百万円	1,332百万円	1,364百万円	1,277百万円
当期純利益	632百万円	926百万円	820百万円	901百万円
１株当たり当期純利益	９円65銭	14円12銭	12円51銭	13円74銭
自己資本比率	61.8%	59.6%	62.1%	63.3%
総資産	17,864百万円	19,725百万円	19,746百万円	20,342百万円
純資産	11,047百万円	11,751百万円	12,268百万円	12,878百万円

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。

(10) 主要な事業内容(平成29年３月31日現在)

① 金属工作機械(ＮＣ旋盤、マシニングセンター、普通旋盤等)の製造並びに修理加工
② 各種機械の販売

(11) 主要な営業所及び工場(平成29年３月31日現在)

① 当社

本社	岡山県岡山市北区撫川983番地	
国内生産拠点	本社工場(岡山県岡山市北区)	下庄工場(岡山県倉敷市)
国内販売・サービス拠点	山形営業所(山形県山形市)	北関東営業所(群馬県前橋市)
	関東営業所(埼玉県戸田市)	西関東営業所(神奈川県厚木市)
	浜松営業所(静岡県浜松市北区)	名古屋営業所(愛知県名古屋市中川区)
	大阪営業所(大阪府東大阪市)	岡山営業所(岡山県岡山市北区)
	広島営業所(広島県広島市南区)	福岡営業所(福岡県大野城市)
	長野事務所(長野県塩尻市)	新潟事務所(新潟県長岡市)
	札幌連絡所(北海道札幌市北区)	
海外販売・サービス拠点	ドイツ(ハイリゲンハウス市)	

※国内販売・サービス拠点のうち新潟事務所につきましては、サービスのみ行っております。

② 子会社

海外生産拠点	台灣瀧澤科技股份有限公司　台湾(桃園市)
	上海欣瀧澤機電有限公司　中国(上海市)
海外販売・サービス拠点	台灣瀧澤科技股份有限公司　台湾(桃園市)
	滝澤商貿(上海)有限公司　中国(上海市)
	滝澤机床(上海)有限公司　中国(上海市)
	Takisawa Tech Corp.　米国(カリフォルニア州オンタリオ市)
	TAKISAWA, INC.　米国(イリノイ州シャンバーグ市)
	TAKISAWA Tech Asia Co.,Ltd　タイ(サムットプラーカーン県)
	PT.TAKISAWA INDONESIA　インドネシア(ジャカルタ市)
	TAKISAWA(THAILAND) CO.,LTD.　タイ(バンコク市)
	SAP TAKISAWA MACHINE TOOLS PRIVATE LTD.　インド(バンガロール市)

(12) 使用人の状況(平成29年３月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
669名	２名増

(注) 上記使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
330名	９名増	42.1才	16.1年

(注) 上記使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況(平成29年３月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ＴＡＫＩＳＡＷＡ，ＩＮＣ．	3,900千米ドル	100.0%	工作機械の販売・サービス
台灣瀧澤科技股份有限公司	710,355千台湾元	51.09%	工作機械の製造・販売
上海欣瀧澤機電有限公司	5,000千米ドル	100.0% (100.0)	工作機械の製造・販売
瀧澤科技投資股份有限公司	5,222千米ドル	100.0% (100.0)	投資業務
Ｔａｋｉｓａｗａ Ｔｅｃｈ Ｃｏｒｐ．	300千米ドル	100.0% (100.0)	工作機械の販売・サービス
TAKISAWA Tech Asia Co., Ltd	14,000千バーツ	100.0% (100.0)	工作機械の販売・サービス
滝澤商貿(上海)有限公司	215,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス
滝澤机床(上海)有限公司	200,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス

(注) 議決権比率欄の(内書)は間接所有であります。

(14) 主要な借入先及び借入残高

株式会社滝澤鉄工所(平成29年３月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社中国銀行	621百万円
株式会社三井住友銀行	455百万円

台灣瀧澤科技股份有限公司(平成28年12月31日現在)

借入先	借入残高
台灣銀行	1,073百万円

Ⅱ　会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　普通株式 140,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　普通株式　65,593,857株(自己株式 187,371株を除く)

(3) 株主数　　普通株式　　7,653名

(4) 上位10名の株主の状況

普通株式

株主名	持株数	持株比率
滝澤鉄工所取引先持株会	3,491千株	5.3%
ファナック株式会社	3,000千株	4.6%
株式会社中国銀行	2,896千株	4.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,564千株	2.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,415千株	2.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口５)	1,155千株	1.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口１)	910千株	1.4%
三井住友信託銀行株式会社	800千株	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口２)	799千株	1.2%
滝澤投資会	754千株	1.2%

(注) １．持株比率は、自己株式を控除して算出した発行済株式総数に占める割合で計算しております。

２．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(平成29年３月31日現在)

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
原　田　一　八	代表取締役社長	滝澤商貿(上海)有限公司董事長 滝澤机床(上海)有限公司董事長
近　藤　安　正	専務取締役 (米州統括)	TAKISAWA, INC.取締役社長
田　口　　巧	常務取締役 (営業・品質保証担当)	
松　原　潤　治	常務取締役 (製造・購買担当)	
梶　谷　和　啓	取締役 (技術担当)	
林　田　憲　明	取締役 (管理担当　管理部長)	
和　田　英　明	取締役 (営業部長)	
戴　　雲　錦	取締役	
國　定　敏　範	取締役 (常勤監査等委員)	
三　宅　盛　夫	取締役 (常勤監査等委員)	
小　野　慎　一	取締役 (監査等委員)	
小　林　正　啓	取締役 (監査等委員)	
十　川　智　基	取締役 (監査等委員)	

(注) 1．当社は、平成28年６月24日付で監査等委員会設置会社に移行しました(以下、当該移行を「本件移行」といいます。)。本件移行に伴い、常勤監査役國定敏範氏、監査役小野慎一氏及び小林正啓氏、取締役十川智基氏の任期が満了し、それぞれ取締役（監査等委員）に就任しております。

2．取締役 三宅盛夫氏は、平成28年６月24日付をもって取締役（常勤監査等委員）に就任いたしました。

3．監査役 小西理文氏は、平成28年６月24日付をもって任期満了により退任いたしました。

4．取締役 三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏は、社外取締役であります。なお、小野慎一氏、十川智基氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

5．当社は、取締役（監査等委員）の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。

6．取締役 小野慎一氏、十川智基氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	９名	140,374千円	（うち社外取締役 １名 390千円）
取締役（監査等委員）	５名	21,982千円	（うち社外取締役 ４名11,363千円）
監査役	４名	4,319千円	（うち社外監査役 ３名 1,320千円）

（注）監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区　　分	氏　　名	取締役会 出席状況	監査等委員会 ・ 監査役会 出席状況	発言状況
取　締　役 （監査等委員を除く）	十 川 智 基	３回／３回	―	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
取　締　役 （監査等委員）	三 宅 盛 夫	14回／14回	11回／11回	主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。
	小 野 慎 一	14回／14回	11回／11回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
	小 林 正 啓	13回／14回	10回／11回	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
	十 川 智 基	14回／14回	11回／11回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監　査　役	小 野 慎 一	３回／３回	３回／３回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
	小 林 正 啓	３回／３回	３回／３回	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

※取締役（監査等委員）の取締役会出席回数および監査等委員会出席回数は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであり、監査役の取締役会出席回数および監査役会出席回数は、移行前の期間に係るものであります。

2. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

3. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見

該当事項はありません。

Ⅴ　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,500千円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

(注) 1．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

(5) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去２年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(8) 子会社の監査の状況

当社子会社の台灣瀧澤科技股份有限公司は、勤業衆信聯合曾計師事務所の監査を受けております。

Ⅵ　業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 当社は、取締役会決議により、業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)の整備に係る基本方針を定めております。当該基本方針の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。

取締役会は、原則として１ヶ月に１度、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督しております。

業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。

さらに、内部通報に係る規程を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置しております。

また、インサイダー取引については、内部者取引に係る規程により防止しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、保存文書の取扱に係る規程により、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保管を行っております。

また、文書等は、保存媒体に応じ、適切かつ検索性の高い状態で保存しております。

取締役は、必要ある場合に上記文書等を閲覧することができるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、リスク管理基本規程を制定し、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とすると同時に、リスク管理委員会を設置しリスク管理を効果的かつ効率的に実施しております。リスク管理委員会の議事内容は、適宜取締役会に報告するものとしております。

また、既往のリスク管理のために設置された各種委員会は、リスク管理委員会と緊密に連携するものとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業務を執行しております。

情報システムを活用し、目標及び業務遂行状況をレビューし、業務の効率化を実現しております。業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任・権限を定めております。

また、諸規程に基づき業務が執行されていることを内部監査室が監査し、内部統制システムの有効性を継続的に確認しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。

業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。

さらに、内部通報に係る規程を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置しております。

また、インサイダー取引については、内部者取引に係る規程により防止しております。

⑥　当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの経営方針を定め、グループの存在意義、ビジョンを明確にし、グループ各社の結束及び信頼関係を深めることにより、グループ全体の更なる発展を目指しております。また、関係会社管理規程に基づき子会社に対する管理方針、管理組織を定め、業務の適正を確保する体制を構築しております。

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社より当社へ定期的または必要に応じて経営状況等の報告を受けております。

・子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理基本規程を制定し、リスク管理委員会を定期的に開催して子会社における重大なリスクを把握し適切な処置を行っております。また、子会社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生する恐れがある場合には、子会社より報告を受け、当社・子会社が連携し迅速かつ適切な対応を取っております。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、関係会社管理規程に基づき、必要書類等の提出を求め、取締役等の職務の執行状況を検証しております。また、重要事項については当社取締役会にて審議を行っております。

・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程に基づき、コンプライアンス委員会を定期的に開催して子会社のコンプライアンスに関わる取り組み状況を検証し、グループ全体のコンプライアンス体制を確立しております。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助しております。

⑧　前号の使用人の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

・内部監査室に対する指揮命令権はその業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属しております。

・内部監査室の使用人等の人事異動、人事評価、罰則等の決定については、事前に監査等委員会の同意を必要としております。

⑨　当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の業務担当取締役及び使用人等は内部統制規程に基づき、定期的に監査等委員会へ経営や財務の状況等を報告し、重大な事項が発生した場合には必要な報告及び情報提供を遅滞なく行うこととしております。また、子会社の取締役及び使用人等は、関係会社管理規程に定められた事項を当社の管理担当部署に報告し、担当部署は速やかに監査等委員会にその内容を報告しております。

⑩　当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程に基づき、内部通報を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止することを規定し、通報者を保護しております。

⑪　当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の該当職務について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会と協議のうえ監査等委員の職務を執行するために必要な予算をあらかじめ定めております。

⑫　その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・業務担当取締役及び使用人は、監査等委員会の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、業務担当取締役及び使用人との意見交換、子会社監査、子会社監査役との連携等の監査等委員会の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

⑬　財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

金融商品取引法、財務報告に係る内部統制基準及び実施基準に基づき財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するため、内部統制整備委員会を設置し、財務報告に係る内部統制整備規程に基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施することとしております。

⑭　反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループ会社は、暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。反社会的勢力対応基本規程を制定し、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組みます。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①リスク管理及びコンプライアンス

リスク管理につきましては、リスク管理委員会を定期的に開催し、企業経営に重大な影響を与えるリスクの識別、分類、分析、評価の見直し、また、それに必要な対応策の実施状況を確認しています。

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を２回開催し、平成28年６月に「内部統制システム基本方針」の一部改訂を実施いたしました。管理部門は、全社を対象に法令研修やインサイダー取引に関する研修を実施しております。また、内部通報規程に基づき内部通報窓口を設置するとともに内部通報者の不利益な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを社内掲示等で周知しております。

②取締役の職務の執行

取締役会は、当事業年度に17回開催され、活発な意見交換のもと重要事項につき審議・決議したほか、取締役から業務執行状況につき報告を受け、意思の疎通を図るとともに業務執行の監督を行っております。

監査等委員会設置会社移行前の当事業年度に監査役会は３回開催され、また監査等委員会設置会社移行後の当事業年度に監査等委員会は11回開催され、監査に関する重要な事項を協議、決議しております。また、常勤監査等委員は、経営会議及びリスク管理委員会など重要な会議に出席するとともに、稟議書などの重要書類を常時閲覧することにより監査の実効性の向上を図っております。

③グループ会社の経営管理

当社子会社につきましては、関係会社管理規程に従い、各子会社から定期的に経営状況等の報告を受け、子会社の経営にかかる重大な事項については適宜、事前の承認申請または報告を受けております。また、内部監査室は、当事業年度に子会社５社に対する内部監査を実施しており、グループ経営に対するモニタリングを行っております。

Ⅶ　会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の判断に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式について大規模買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、突如として行われる株式の大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益を明白に著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討し、また対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報と時間を提供しないもの等、株主が適切な判断を行うことを困難とするものも見受けられます。

当社の企業価値は、工作機械の製造・販売を通じ平和産業の発展に寄与し、お客様のニーズにきめ細かく対応し、お客様に真にご満足いただける、お客様の価値をより高めていただける製品・生産システムを安定的に提供し続けることにあると考えております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、中期経営計画等を策定しこれを実現すべく行動しております。

また、当社はコンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営により、企業倫理と調和した経営効率を達成し、株主価値の一層の向上と企業の社会的責任を果たすべく、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス強化に努めております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成27年６月26日開催の第85回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)の継続を決議しております。

本対応方針は、当社が発行者である株券等について、① 特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、また、② 結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為(以下「大規模買付行為」と総称します。)を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を新株予約権無償割当て等を利用することにより阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)には、買付内容等の検討に必要な情報及び本対応方針に定める事前情報提供に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約を含む意向表明書の提出を求めます。当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての見解形成のために必要な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付し、当該大規模買付情報のリストに従い、当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を求めます。その後、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件変更について交渉し、株主の皆様に取締役会としての代替案の提案を行うこともあります。

大規模買付ルールが遵守されない場合や当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合は、当社株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動について判断を行うものとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等の行使条件等を定めます。本対応方針の有効期間は、平成30年６月開催予定の定時株主総会終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

本対応方針は平成27年６月26日開催の第85回定時株主総会においてご承認いただき継続しておりますが、新株予約権無償割当て等の対抗措置が実施されていない場合には株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また、本対応方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保され、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものです。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位　千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**23,389,254**	**流動負債**	**9,894,610**
現金及び預金	6,454,404	支払手形及び買掛金	3,903,167
受取手形及び売掛金	7,402,717	電子記録債務	1,582,915
電子記録債権	485,970	短期借入金	1,139,353
有価証券	716,603	一年以内返済予定の長期借入金	1,146,560
商品及び製品	1,937,150	未払金	1,237,102
仕掛品	4,254,417	未払費用	44,493
原材料及び貯蔵品	1,562,742	未払法人税等	263,458
前払費用	99,475	未払事業所税	27,035
未収入金	51,745	賞与引当金	159,560
繰延税金資産	125,694	役員賞与引当金	16,000
その他	645,463	製品保証引当金	111,529
貸倒引当金	△347,133	その他	263,434
固定資産	**7,755,535**	**固定負債**	**3,402,904**
有形固定資産	**7,101,030**	長期借入金	2,312,351
建物及び構築物	2,249,736	繰延税金負債	238,416
機械装置及び運搬具	1,314,294	退職給付に係る負債	828,300
土地	3,294,122	資産除去債務	23,169
建設仮勘定	45,449	その他	667
その他	197,426	**負債合計**	**13,297,515**
無形固定資産	**7,980**	純資産の部	
その他	7,980	**株主資本**	**14,352,933**
投資その他の資産	**646,524**	**資本金**	**2,319,024**
投資有価証券	395,606	**資本剰余金**	**1,568,470**
繰延税金資産	146,704	**利益剰余金**	**10,498,678**
その他	104,242	**自己株式**	**△33,239**
貸倒引当金	△29	**その他の包括利益累計額**	**257,404**
		その他有価証券評価差額金	101,620
		為替換算調整勘定	207,173
		退職給付に係る調整累計額	△51,390
		非支配株主持分	**3,236,937**
		純資産合計	**17,847,274**
資産合計	**31,144,789**	**負債及び純資産合計**	**31,144,789**

連結損益計算書

〔平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで〕

（単位　千円）

科目	金額	
売上高		23,166,222
売上原価		16,471,225
売上総利益		6,694,997
販売費及び一般管理費		5,052,338
営業利益		1,642,659
営業外収益		
受取利息及び配当金	28,255	
その他の営業外収益	80,530	108,786
営業外費用		
支払利息	56,482	
為替差損	186,354	
シンジケートローン手数料	6,668	
その他の営業外費用	11,690	261,195
経常利益		1,490,249
税金等調整前当期純利益		1,490,249
法人税、住民税及び事業税	476,111	
法人税等調整額	△39,173	436,938
当期純利益		1,053,311
非支配株主に帰属する当期純利益		159,166
親会社株主に帰属する当期純利益		894,144

連結株主資本等変動計算書

〔平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで〕

（単位　千円）

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,319,024	1,568,470	9,932,520	△32,601	13,787,413
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	―	―	△327,986	―	△327,986
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	894,144	―	894,144
自己株式の取得	―	―	―	△638	△638
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	―	―	―	―	―
連結会計年度中の変動額合計	―	―	566,157	△638	565,519
当期末残高	2,319,024	1,568,470	10,498,678	△33,239	14,352,933

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	64,987	356,321	△56,133	365,175	3,353,579	17,506,168
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	―	―	―	―	―	△327,986
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	―	―	―	894,144
自己株式の取得	―	―	―	―	―	△638
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	36,632	△149,147	4,743	△107,771	△116,642	△224,413
連結会計年度中の変動額合計	36,632	△149,147	4,743	△107,771	△116,642	341,106
当期末残高	101,620	207,173	△51,390	257,404	3,236,937	17,847,274

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

１．　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　８社

TAKISAWA,INC.
台灣瀧澤科技股份有限公司
上海欣瀧澤機電有限公司
瀧澤科技投資股份有限公司
Takisawa Tech Corp.
滝澤商貿(上海)有限公司
滝澤机床(上海)有限公司
TAKISAWA Tech Asia Co.,Ltd

連結範囲の変更

当連結会計年度から新たに新設いたしましたTAKISAWA Tech Asia Co.,Ltdを連結範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数　　２社

TAKISAWA(THAILAND) CO.,LTD.
PT.TAKISAWA INDONESIA

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社２社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、全体として重要性がないため連結の範囲から除いております。

２．　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

①　非連結子会社　　該当なし
②　関連会社　　該当なし

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

①　非連結子会社の数　　２社

TAKISAWA(THAILAND) CO.,LTD.
PT.TAKISAWA INDONESIA

②　関連会社の数　　１社

SAP TAKISAWA MACHINE TOOLS PRIVATE LTD.

③　持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社２社及び関連会社１社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

該当事項はありません。

３．　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社は、台灣瀧澤科技股份有限公司、上海欣瀧澤機電有限公司、瀧澤科技投資股份有限公司、Takisawa Tech Corp.、TAKISAWA Tech Asia Co.,Ltd、滝澤商貿(上海)有限公司及び滝澤机床(上海)有限公司の７社であり、その決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

４．　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)

持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

②　デリバティブ

デリバティブ……時価法

③　たな卸資産

製品……当社については、個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
在外連結子会社については、移動平均法による低価法

仕掛品、原材料、貯蔵品…当社については、先入先出法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
在外連結子会社については、移動平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産……当社については、定率法(ただし、平成10年４月１日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	２年～50年
機械装置及び運搬具	２年～31年
その他	２年～20年

在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、当社については、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については、取引先の資産内容を勘案して計上しております。

賞与引当金……従業員への賞与支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支給の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

製品保証引当金……契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用並びに納入済製品の補修費支出等の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、それぞれの決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) その他の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．　担保に提供している資産

(1) 工場財団

建物及び構築物	1,265,297千円
機械装置及び運搬具	31,663千円
土地	1,197,540千円
計	2,494,502千円

(2) その他

預金	120,223千円
建物及び構築物	424,812千円
機械装置及び運搬具	323,351千円
土地	1,763,536千円
計	2,631,924千円

上記に対応する債務額

一年以内返済予定の長期借入金	117,686千円
長期借入金	955,928千円
計	1,073,614千円

また、当社は、平成28年１月に締結したコミットメント期間付タームローン契約に基づき、上記工場財団及びその他(218,869千円)を担保に提供しております。

上記の他、信用状及び輸入貨物に関する営業税の担保として自己振出の手形10,830千円を差入れております。

2．　有形固定資産の減価償却累計額　　5,210,434千円

3．　国庫補助金を受入れたことにより有形固定資産の取得価格から直接減額した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

建物	25,004千円

4．　非連結子会社及び関連会社に係る注記

非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

投資有価証券(株式)	28,047千円

5．　コミットメント契約

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、平成28年１月に取引銀行４行とコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	―
差引額	2,000,000千円

6．　財務制限条項

当社が締結しているコミットメント期間付タームローン契約(平成28年１月28日締結)には、本契約締結日以降到来する各事業年度の末日において、個別貸借対照表における純資産の部の合計金額が70億円を下回らないこと、かつ、各事業年度の末日において、個別損益計算書において償却前経常損益(経常損益及び減価償却費(特別損失に計上されるものを除く。)の合計金額)を３期連続で損失とならないようにするという財務制限条項が付されております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．　発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増　　加	減　　少	当連結会計年度末
普　通　株　式(株)	65,781,228	―	―	65,781,228

2．　自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増　　加	減　　少	当連結会計年度末
普　通　株　式(株)	183,063	4,308	―	187,371

3．　剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成28年６月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	196,794	3.00	平成28年３月31日	平成28年６月27日
平成28年10月31日取締役会	普通株式	利益剰余金	131,192	2.00	平成28年９月30日	平成28年12月７日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成29年６月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	131,187	2.00	平成29年３月31日	平成29年６月26日

（金融商品に関する注記）

１．　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については資金運用規程に基づき、運用基準、決裁方法を定め、安全かつ有利に資金を運用する方針であります。また、資金調達については調達する時点で最も効率的と判断される方法で実行する方針であります。デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容とそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外へ製品の販売を行っているため外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に基づき、売掛金管理表等で回収・残高・与信管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、短期資金運用を目的とした満期保有目的の債券、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金の支払期日は、すべてが１年以内です。また海外より仕入を行っているため外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達です。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されており、また、財務制限条項が付されております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループ各社において、月次の資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

外貨建債権債務の為替の変動リスクに関しては、通常の外貨建営業取引に係る輸出実績等を踏まえ、取引の範囲内でデリバティブ取引(為替予約)を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は各社の財務部門で行っており、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務部門において取引金融機関に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い銀行に限定しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．　金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時　価（千円）	差　額（千円）
現金及び預金	6,454,404	6,454,404	－
受取手形及び売掛金	7,402,717		
電子記録債権	485,970		
貸倒引当金	△347,133		
	7,541,555	7,541,555	－
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	401,573	401,573	－
その他有価証券	669,865	669,865	－
資産計	15,067,399	15,067,399	－
支払手形及び買掛金	3,903,167	3,903,167	－
電子記録債務	1,582,915	1,582,915	－
短期借入金	1,139,353	1,139,353	－
一年以内返済予定の長期借入金	1,146,560	1,150,355	3,795
未払金	1,237,102	1,237,102	－
長期借入金	2,312,351	2,311,242	△1,108
負債計	11,321,450	11,324,137	2,687
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,041)	(6,041)	－
デリバティブ取引計	(6,041)	(6,041)	－

(※)　デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で示しております。

(注)1.　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①　資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

一年以内返済予定の長期借入金、長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

③ デリバティブ取引

デリバティブ取引(為替予約)の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額12,724千円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額28,047千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 222円74銭
2. 1株当たり当期純利益 13円63銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	894,144千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	894,144千円
普通株式の期中平均株式数	65,596千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位　千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,766,255**	**流動負債**	**5,285,021**
現金及び預金	3,529,751	支払手形	434,695
受取手形	766,769	買掛金	991,157
売掛金	3,896,840	電子記録債務	1,582,915
電子記録債権	485,970	一年以内返済予定の長期借入金	1,028,874
有価証券	500,000	未払金	678,719
商品及び製品	783,380	未払費用	15,610
仕掛品	3,587,513	未払法人税等	222,697
原材料及び貯蔵品	13,651	未払事業所税	27,035
前払費用	38,455	前受金	29,560
繰延税金資産	68,649	預り金	45,919
その他	95,376	賞与引当金	159,560
貸倒引当金	△104	役員賞与引当金	16,000
固定資産	**6,576,597**	製品保証引当金	34,455
有形固定資産	**3,940,012**	その他	17,819
建物	1,473,214	**固定負債**	**2,179,772**
構築物	30,860	長期借入金	1,356,423
機械装置	630,355	繰延税金負債	87,432
車両運搬具	4,913	退職給付引当金	712,747
工具器具備品	140,346	資産除去債務	23,169
土地	1,647,272	**負債合計**	**7,464,793**
建設仮勘定	13,049	純資産の部	
無形固定資産	**3,542**	**株主資本**	**12,776,438**
水道施設利用権	3,542	**資本金**	**2,319,024**
投資その他の資産	**2,633,042**	**資本剰余金**	**1,567,091**
投資有価証券	367,559	資本準備金	749,999
関係会社株式	1,909,968	その他資本剰余金	817,092
関係会社出資金	269,384	**利益剰余金**	**8,923,562**
その他	86,159	利益準備金	91,861
貸倒引当金	△29	その他利益剰余金	8,831,701
		特別償却準備金	4,123
		別途積立金	5,300,000
		繰越利益剰余金	3,527,577
		自己株式	**△33,239**
		評価・換算差額等	**101,620**
		その他有価証券評価差額金	101,620
資産合計	**20,342,853**	**純資産合計**	**12,878,059**
		負債及び純資産合計	**20,342,853**

損益計算書

〔平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで〕

（単位　千円）

科目	金額	
売上高		16,189,893
売上原価		11,653,710
売上総利益		4,536,182
販売費及び一般管理費		3,397,753
営業利益		1,138,429
営業外収益		
受取利息及び配当金	174,000	
商標権使用料	20,549	
その他の営業外収益	39,904	234,454
営業外費用		
支払利息	8,839	
為替差損	39,314	
租税公課	33,739	
シンジケートローン手数料	6,668	
その他の営業外費用	7,287	95,849
経常利益		1,277,035
税引前当期純利益		1,277,035
法人税、住民税及び事業税	370,663	
法人税等調整額	5,057	375,721
当期純利益		901,313

株主資本等変動計算書

〔平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで〕

（単位　千円）

残高及び変動事由	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,319,024	749,999	817,092	1,567,091	91,861	6,185	5,300,000	2,952,189	8,350,235
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△327,986	△327,986
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	901,313	901,313
特別償却準備金の取崩	－	－	－	－	－	△2,061	－	2,061	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△2,061	－	575,388	573,327
当期末残高	2,319,024	749,999	817,092	1,567,091	91,861	4,123	5,300,000	3,527,577	8,923,562

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△32,601	12,203,749	64,987	12,268,737
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	△327,986	－	△327,986
当期純利益	－	901,313	－	901,313
特別償却準備金の取崩	－	－	－	－
自己株式の取得	△638	△638	－	△638
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	36,632	36,632
事業年度中の変動額合計	△638	572,688	36,632	609,321
当期末残高	△33,239	12,776,438	101,620	12,878,059

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１．　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの……決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

２．　たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 製品（特別仕様部品を含む）

……個別法

(2) 仕掛品(特別仕様部品を除く)

……先入先出法

(3) 原材料及び貯蔵品……先入先出法

３．　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	２年～50年
機械装置	２年～31年
その他	２年～45年

(2) 無形固定資産……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

４．　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員への賞与支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支給の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 製品保証引当金……契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用並びに納入済製品の補修費支出等の見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5． その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日) を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1．　担保に提供している資産

(1) 工場財団

建物	1,263,738千円
構築物	1,559千円
機械装置	31,663千円
土地	1,197,540千円
計	2,494,502千円

(2) その他

建物	40,588千円
土地	178,280千円
計	218,869千円

また、平成28年１月に締結したコミットメント期間付タームローン契約に基づき、上記工場財団及びその他を担保に提供しております。

2．　有形固定資産の減価償却累計額　3,019,220千円

3．　国庫補助金を受入れたことにより有形固定資産の取得価格から直接減額した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

建物　25,004千円

4．　保証債務

次の子会社について、銀行からの借入に対し債務保証を行っております。

TAKISAWA,INC.　56,100千円
(500千米ドル)

5．　関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	749,198千円
短期金銭債務	304,464千円

6．　コミットメント契約

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、平成28年１月に取引銀行４行とコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	―
差引額	2,000,000千円

7．　財務制限条項

当社が締結しているコミットメント期間付タームローン契約(平成28年１月28日締結)には、本契約締結日以降到来する各事業年度の末日において、個別貸借対照表における純資産の部の合計金額が70億円を下回らないこと、かつ、各事業年度の末日において、個別損益計算書において償却前経常損益(経常損益及び減価償却費(特別損失に計上されるものを除く。)の合計金額)を３期連続で損失とならないようにするという財務制限条項が付されております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	1,388,450千円
仕入高	1,872,909千円
販売費及び一般管理費	259,692千円
営業取引以外の取引高	192,469千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	183,063	4,308	―	187,371

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)	
たな卸資産評価損	85,331千円
賞与引当金	43,405千円
製品保証引当金	10,574千円
未払事業税	8,307千円
未払費用	7,880千円
未払地方法人特別税	5,416千円
その他	366千円
繰延税金資産(流動)小計	161,282千円
評価性引当額	92,205千円
繰延税金資産(流動)合計	69,076千円
繰延税金負債 (流動)	
その他	427千円
繰延税金負債(流動)合計	427千円
繰延税金資産(流動)の純額	68,649千円
繰延税金資産 (固定)	
退職給付引当金	217,170千円
関係会社出資金評価損	48,187千円
減価償却費	31,232千円
投資有価証券	1,468千円
貸倒引当金	951千円
その他	11,122千円
繰延税金資産(固定)小計	310,133千円
評価性引当額	267,111千円
繰延税金資産(固定)合計	43,022千円
繰延税金負債(固定)	
固定資産評価差額	75,161千円
その他有価証券評価差額金	31,311千円
その他	23,981千円
繰延税金負債(固定)合計	130,454千円
繰延税金負債(固定)の純額	87,432千円

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼職等	事業上の関係				
子会社	台灣瀧澤科技股份有限公司	台湾桃園市	710,355千台湾元	工作機械の製造・販売	51.09%	役員３名	部品等の売買	部品の購入(注)	1,863,935	買掛金	272,197
子会社	TAKISAWA, INC.	米国イリノイ州シャンバーグ市	3,900千米ドル	工作機械の販売・サービス	100%	役員２名	製品等の販売	製品等の売上(注)	1,183,874	売掛金	619,336

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

部品等の売買については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(１株当たり情報に関する注記)

１．　１株当たり純資産額　196円33銭

２．　１株当たり当期純利益　13円74銭

(注)　１株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益	901,313千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る当期純利益	901,313千円
普通株式の期中平均株式数	65,596千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

株式会社滝澤鉄工所
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松　山　和　弘 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 神　田　正　史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滝澤鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

株式会社滝澤鉄工所
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　山　和　弘　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　神　田　正　史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

株式会社 滝澤鉄工所 取締役 監査等委員

常勤監査等委員　國定　敏範　㊞

常勤監査等委員　三宅　盛夫　㊞

監査等委員　小野　慎一　㊞

監査等委員　小林　正啓　㊞

監査等委員　十川　智基　㊞

監査等委員三宅盛夫、小野慎一、小林正啓及び十川智基は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第87期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金２円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、131,187,714円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月26日にいたしたいと存じます。

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成29年５月15日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を実施するものであります。

２．併合の割合

当社普通株式について、10株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、１株に満たない端数が生ずるときは、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式の併合がその効力を生じる日

平成29年10月１日

４．上記３の日における発行可能株式総数

14,000,000株

５．その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

【ご参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成29年10月１日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

（下線部分は、変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第２章　株式	第２章　株式
第６条　（発行可能株式総数）	第６条　（発行可能株式総数）
本会社の発行可能株式総数は１億4,000万株とする。	本会社の発行可能株式総数は1,400万株とする。
第７条（単元株式数および単元未満株式があるときの買増制度）	第７条（単元株式数および単元未満株式があるときの買増制度）
１．本会社の単元株式数は、1,000株とする。	１．本会社の単元株式数は、100株とする。
２．（条文省略）	２．（現行どおり）
３．（条文省略）	３．（現行どおり）

第３号議案　監査等委員である取締役以外の取締役８名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役全員（８名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役８名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数（普通株式）
1	原田 一八（はらだ かずひろ） （昭和36年２月26日生）	昭和58年４月　当社入社 平成17年２月　㈱カスケード取締役社長 平成20年６月　当社管理部長 平成20年10月　執行役員管理部長 平成21年３月　台灣瀧澤科技股份有限公司 董事(現任) 平成21年４月　滝澤商貿(上海)有限公司 董事 平成22年６月　当社取締役管理部長 平成22年12月　滝沢鉄工テクノサービス㈱取締役 平成23年１月　TAKISAWA U.K.LTD.取締役 平成23年６月　当社常務取締役 製造･管理部門担当 平成23年６月　滝澤商貿(上海)有限公司 董事長(現任) 平成24年４月　当社取締役社長(現任) 平成24年12月　滝澤机床(上海)有限公司　董事長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 滝澤商貿（上海）有限公司　董事長 滝澤机床（上海）有限公司　董事長	66,000株
	【取締役候補者とした理由】 原田一八氏は、技術部門、管理部門、製造部門等の知識や業務経験並びに当社社長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等においてグループを統括する立場からの積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数(普通株式)
2	近藤 安正 (こんどう やすまさ) (昭和27年５月20日生)	昭和57年１月 当社入社 平成６年１月 TAKISAWA U.S.A.,INC.取締役 平成６年４月 当社貿易部長 平成９年６月 取締役貿易部長 平成10年11月 TAKISAWA U.S.A.,INC.取締役社長 平成11年５月 当社取締役退任 平成12年６月 取締役 平成13年３月 取締役社長 平成15年２月 滝沢鉄工テクノサービス㈱取締役 平成15年３月 TAKISAWA, INC.取締役 平成17年５月 台灣瀧澤科技股份有限公司 董事 平成17年６月 ㈱カスケード取締役社長 平成22年12月 滝沢鉄工テクノサービス㈱取締役社長 平成24年４月 当社取締役相談役 アメリカ地域担当 平成24年４月 TAKISAWA, INC.取締役社長(現任) 平成25年６月 当社取締役 専務執行役員 米州統括 平成27年６月 当社専務取締役 米州統括(現任) 〔重要な兼職の状況〕 TAKISAWA, INC.取締役社長	128,000株
	【取締役候補者とした理由】 近藤安正氏は、営業部門等の知識や業務経験並びに当社社長、海外子会社社長としての経営経験を有しております。また、取締役会等でグループの営業戦略の観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		
3	田口 巧 (たぐち たくみ) (昭和32年３月３日生)	昭和54年４月 当社入社 平成13年12月 大阪営業所所長 平成23年１月 執行役員営業部長 平成24年４月 TAKISAWA, INC.取締役(現任) 平成24年６月 当社取締役 営業・サービス部門担当営業部長 平成25年４月 取締役 営業・サービス・品質保証部門担当営業部長 平成25年６月 取締役 常務執行役員 営業・品質保証担当営業部長 平成27年４月 取締役 常務執行役員 営業・品質保証担当 平成27年６月 常務取締役 営業・品質保証担当(現任)	34,000株
	【取締役候補者とした理由】 田口巧氏は、営業部門、サービス部門等の知識や業務経験並びに営業部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、営業的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数（普通株式）
4	松原 潤治（まつばら じゅんじ） （昭和31年８月12日生）	昭和54年４月 当社入社 平成21年４月 技術部長 平成22年４月 執行役員技術部長 平成23年１月 執行役員製造部長 平成24年６月 取締役 製造・購買部門担当製造部長 平成25年６月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当 製造部長 平成25年10月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当第二製造部長 平成26年４月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当 購買部長 兼 第二製造部長 平成26年12月 取締役 常務執行役員 製造・購買担当 平成27年６月 常務取締役 製造・購買担当 平成27年10月 常務取締役 製造・購買担当 生産管理部長 平成28年４月 常務取締役 製造・購買担当（現任）	24,000株
	【取締役候補者とした理由】 松原潤治氏は、技術部門、購買部門等の知識や業務経験並びに製造部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、製造的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		
5	梶谷 和啓（かじたに かずひろ） （昭和34年10月17日生）	昭和61年１月 当社入社 平成23年１月 執行役員技術部長 平成24年６月 取締役 技術部門担当技術部長 平成25年６月 取締役 常務執行役員 技術担当技術部長 平成25年10月 取締役 常務執行役員 技術担当カスタム設計部長 平成26年12月 取締役 常務執行役員 技術担当（現任）	18,000株
	【取締役候補者とした理由】 梶谷和啓氏は、技術部門等の知識や業務経験並びに当社の技術部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、技術的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略　歴、　地　位、　担　当　及　び
重　要　な　兼　職　の　状　況</th><th>候補者の有する
当社の株式数
（普通株式）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>林　田　憲　明
（はやしだ　のりあき）
（昭和36年12月10日生）</td><td>昭和60年４月　トヨタ自動車株式会社入社
平成３年３月　大日本スクリーン製造株式会社(現.株式会社SCREENホールディングス)入社
平成20年４月　同社半導体機器カンパニー事業統轄部業務部長
平成24年４月　同社半導体機器カンパニー事業統轄部長
平成24年12月　株式会社シバサキ入社
平成26年１月　同社経営企画室長
平成26年７月　当社入社
平成26年７月　管理部長
平成27年１月　執行役員管理部長
平成27年６月　取締役 執行役員 管理部長
平成28年６月　台灣瀧澤科技股份有限公司董事(現任)
平成28年６月　取締役 常務執行役員 管理担当兼管理部長(現任)</td><td>6,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
林田憲明氏は、管理部門等の知識や業務経験並びに管理部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、総務、財務的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>和　田　英　明
（わ　だ　ひであき）
（昭和38年３月12日生）</td><td>昭和56年４月　当社入社
平成10年４月　神奈川営業所所長
平成23年７月　滝澤商貿（上海）有限公司　董事総経理
平成24年12月　滝澤机床（上海）有限公司　董事総経理
平成25年４月　当社執行役員部長　アジア地域担当
平成27年４月　執行役員営業部長
平成27年４月　滝澤商貿（上海）有限公司　董事(現任)
平成27年４月　滝澤机床（上海）有限公司　董事
平成27年６月　当社取締役 執行役員 営業部長(現任)</td><td>13,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
和田英明氏は、営業部門等の知識や業務経験並びに海外子会社社長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、営業的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数(普通株式)
8	戴　雲錦 (昭和33年６月24日生)	昭和49年２月　台灣瀧澤機械股份有限公司入社 (現台灣瀧澤科技股份有限公司) 平成16年４月　台灣瀧澤機械股份有限公司 (現台灣瀧澤科技股份有限公司)副総経理 平成23年３月　台灣瀧澤機械股份有限公司 (現台灣瀧澤科技股份有限公司)　総経理 平成23年６月　台灣瀧澤機械股份有限公司 (現台灣瀧澤科技股份有限公司) 董事総経理(現任) 平成23年７月　上海欣瀧澤機電有限公司　董事(現任) 平成24年６月　当社取締役(現任) 平成29年１月　TAKISAWA Tech Asia Co.,Ltd董事(現任)	０株
	【取締役候補者とした理由】 戴雲錦氏は、海外子会社社長としての経営経験を有しております。また、取締役会等でグループの経営戦略の観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		

(注)　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　岡山市北区撫川９８３番地
株式会社滝澤鉄工所　本社会議室
電話086-293-6111

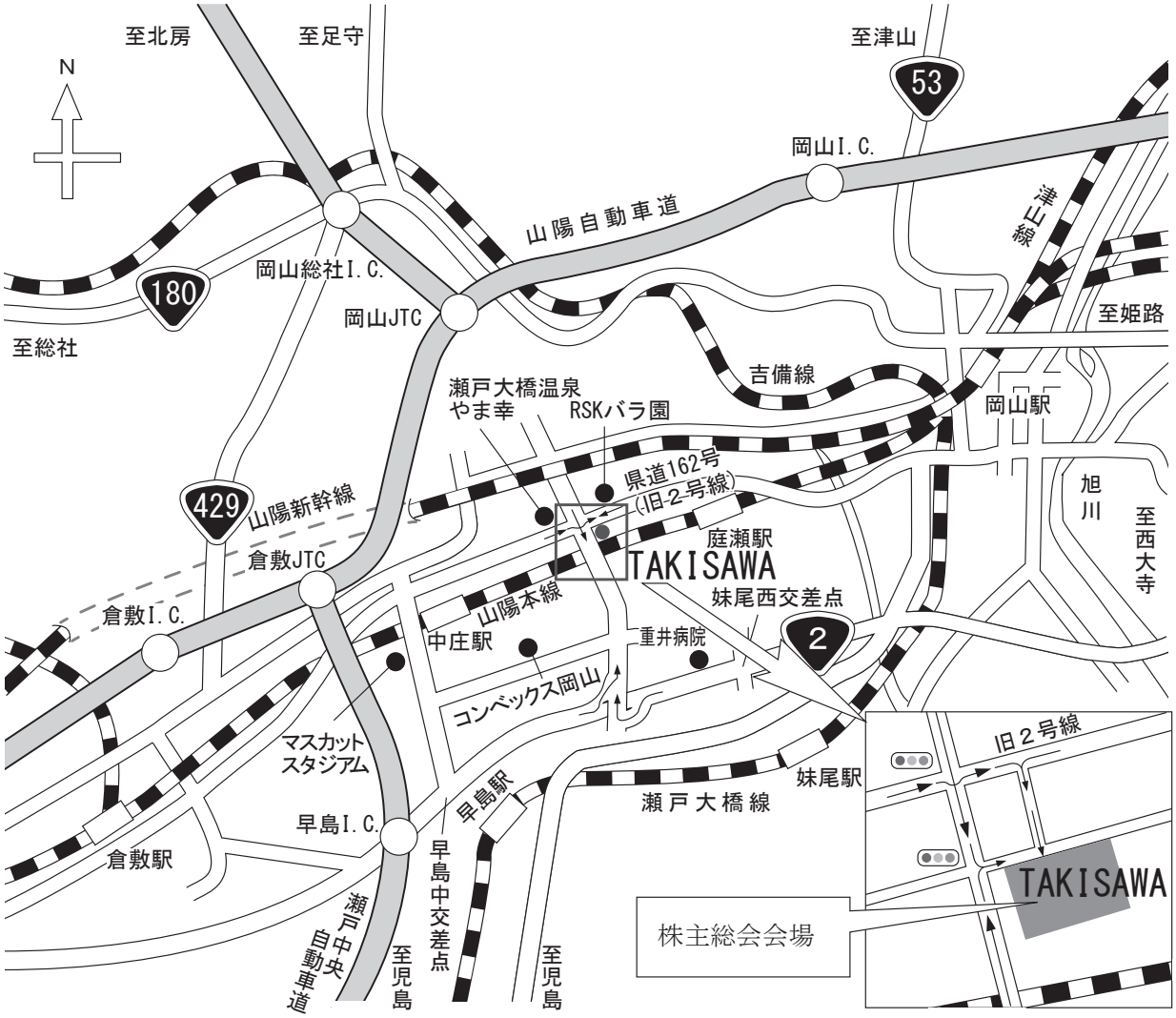

最寄駅　　岡山駅より山陽本線下り方面で２つ目の「庭瀬駅」で下車してください。
庭瀬駅前からはタクシーで約７分です。